

環境省令第十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条の二第四項（第十四条の二第三項、第十四条の五第三項において準用する場合を含む。）、第九条第六項（第十五条の二の五第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の三第二項、第三項、第八項及び第九項、第十四条第十四項ただし書、第十四条の二第三項並びに第十四条の四第十四項ただし書の規定並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年九月十三日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の六の次に次の一条を加える。

(法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出)

第二条の七 法第七条の二第四項の規定による届出は、法第七条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第七条第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号

三 法第七条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、

同号トに係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至つた具体的事由

四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

第三条第五項第十一号中「該当しない旨を記載した書類」を「該当しない者であることを誓約する書面

」に改め、同条第七項中「及び第十二号」を削る。

第五条の三第四項中「及び第十二号」を削る。

第五条の五の二の次に次の一条を加える。

(法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出)

第五条の五の三 法第九条第六項の規定による届出は、法第七条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行ふものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三 一般廃棄物処理施設の種類

四 法第八条第一項の許可の年月日及び許可番号

五 法第七条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、

同号トに係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」と

いう。）及び該当するに至つた具体的事由

六 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

第五条の十一第二項第七号中「該当しない旨を記載した書類」を「該当しない者であることを誓約する書面」に改め、同条第三項中「及び第十二号」及び「及び第八号」を削る。

第五条の十二第二項第二号八及び第三号八中「該当しない旨を記載した書類」を「該当しない者であることを誓約する書面」に改め、同条第三項中「及び第十二号」を削り、「同項第二号二」を「同項第二号八」に、「同項第三号二」を「同項第三号八」に改める。

第六条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第七条第五項第四号イから又までに該当しない者であることを誓約する書面

第六条第三項中「及び第十二号」を削り、「第五号及び第六号」を「第五号から第七号まで」に改める。

第六条の三第二項第八号中「該当しない旨を記載した書類」を「該当しない者であることを誓約する書面」に改める。

第六条の二十七第三項第五号及び第六号中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「同項第七号」を

「同項第八号」に改め、同項第七号及び第八号中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改める。

第七条の三及び第七条の四中「令第六条第一項第一号ロ」を「令第六条第一項第一号ハ」に改める。

第八条の二十二中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 氏名又は名称

第八条の二十四を次のように改める。

(処分受託者の記載事項)

第八条の二十四 法第十二条の三第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称

二 処分を担当した者の氏名

三 処分を終了した年月日

四 当該処分が最終処分である場合にあつては、当該最終処分を行った場所の所在地

第八条の二十六の見出しを「(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)」に改める。

第八条の三十を次のように改める。

(運搬受託者の管理票等の保存期間)

第八条の三十 法第十二条の三第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第八条の三十の次に次の一条を加える。

(処分受託者の管理票の保存期間)

第八条の三十の二 法第十二条の三第九項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第九条の二第二項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

第九条の二第五項中「第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項」を「第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

第十条の四第二項第八号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第五項中「第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項」を「第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項」に、「

第十三号」を「第十四号」に改める。

第十条の七を次のように改める。

（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）

第十条の七 法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。以下この条において同じ。）を次のイからトまでに定める基準に従つて委託する場合

イ 産業廃棄物の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

ロ 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の四第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生

を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

八 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、第八条の四で定める書面が添付されていること。

- (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- (3) 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- (4) 産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分場の場所の所在地、最終処分場の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- (5) 委託契約の有効期間
- (6) 再委託者（中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託する者をいう。以下この条において同じ。）が再受託者（再委託者が当該中間処理業者から受託し

た産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者をいう。以下この条において同じ。）に支払う料金

(7) 再受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲

(8) 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、再受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限

(9) (8)の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項

(10) 再委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

(1) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

- (ロ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - (ハ) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - (ニ) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
 - (11) 受託業務終了時の再受託者の再委託者への報告に関する事項
 - (12) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- 二 八に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から五年間保存すること。
- ホ あらかじめ、当該中間処理業者に対して再受託者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託がイ又はロに掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について次に定める事項が記載された当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。
- (1) 委託した産業廃棄物の種類及び数量
 - (2) 再委託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
 - (3) 承諾の年月日

(4) 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

へ ホに規定する書面の写しをその承諾をした日から五年間保存すること。

ト 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている八(1)から(4)までに掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること。

二 法第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合

第十条の十の次に次の一条を加える。

(法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出)

第十条の十の二 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)(又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。))のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行う

ものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第十四条第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号

三 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第

二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のう

ち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具

体的事由

四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

第十条の十九を次のように改める。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合）

第十条の十九 法第十四条の四第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 中間処理業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物（当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。以下この条において同じ。）を次のイから八までに定める基準に従つて委託する場合
- イ 第十条の七第一号の規定の例によること。
- ロ 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書で通知すること。
 - (1) 委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
 - (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ハ 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、令第六条の六第一号の規定に基づき当該運搬又は処分を委託した当該中間処理業者から通知された同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知すること。
- ニ 法第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る特別管理産業廃

棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合

第十条の二十三の次に次の一条を加える。

(法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出)

第十条の二十四 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号八からホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号

三 法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)又は第十四条第五項第

二号八からホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)のう

ち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至つた具

体的事由

四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

第十一条第六項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

第十一条第八項中「第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項」を「第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項」に、「第十四号」を「第十五号」に改める。

第十二条の九第三項第七号及び第四項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第十二条の十一の四第二項第二号へを同号トとし、同号八からホまでを同号ニからへまでとし、同号ロの次に次のように加える。

八 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

第十二条の十一の四第三項中「第十二条の十一の四第三項」を「第十二条の十一の五第三項」に、「第十四号」を「第十五号」に、「同項第二号ハからホ」を「同項第二号ハからへ」に改め、同条を第十二条

の十一の五とする。

第十二条の十一の三第二項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

第十二条の十一の三第三項中「第十二条の十一の三第三項」を「第十二条の十一の四第三項」に、「第十四号」を「第十五号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条を第十二条の十一の四とし、第十二条の十一の二の次に次の一条を加える。

（法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出）

第十二条の十一の三 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 法第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号

五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第

二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のう

ち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具

体的事由

六 当該欠格要件に該当するに至つた年月日

第十二条の十二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 申請者が法第十四条第五項第二号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

第十二条の十二第三項中「第十四号」を「第十五号」に、「第五号及び第六号」を「第五号から第七号

まで」に改める。

第十二条の十二の十九第三項第五号及び第六号中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同項第七号及び第八号中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改める。

第十六条の三中「令第十五条第二項」を「令第十七条第二項」に改める。

第十六条の四中「令第十七条」を「令第十九条」に改める。

附則第二項中「第四条の四」を「第三条」に改める。

様式第二号の六を次のように改める。

様式第二十六号中「~~第~~十~~二~~条~~の~~十一~~の~~目」を「~~第~~十~~二~~条~~の~~十一~~の~~目」に改める。

様式第二十七号中「~~第~~十~~二~~条~~の~~十一~~の~~目」を「~~第~~十~~二~~条~~の~~十一~~の~~目」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成十五年環境省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

第三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年環境省令第三十号) 附則第二条第四項に基づき、同省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条第三号又は第十条の三第三号の規定により環境大臣の指定を受けて産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者に係るこの省令による改正前の第八条の十九第六号及び第七号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 法第十二条の三第一項の産業廃棄物管理票の様式については、改正後の様式第二号の六にかかわらず、なお従前の例によることができる。